



(吉野山)

奈良・飛鳥池遺跡

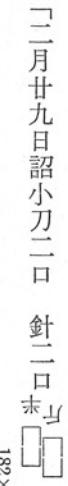
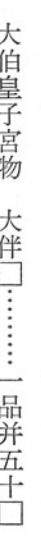
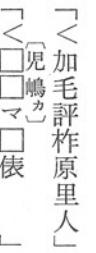
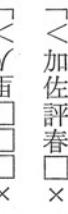
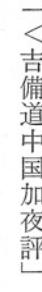
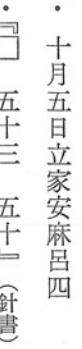
- 1 所在地 奈良県高市郡明日香村大字飛鳥字古池
 - 2 調査期間 一九九一年（平3）四月～八月
 - 3 発掘機関 奈良国立文化財研究所飛鳥藤原宮跡発掘調査部・明日香村教育委員会
 - 4 調査担当者 牛川喜幸（代表）・納谷守幸
 - 5 遺跡の種類 生産遺跡
 - 6 遺跡の年代 七世紀中頃～平安時代
 - 7 遺跡及び木簡出土遺構の概要
- 本調査は飛鳥池の埋め立て工事に伴って実施した事前調査で、奈良国立文化財研究所飛鳥藤原宮跡発掘調査部と明日香村教育委員会が合同して調査を行なった。調査面積は一九〇〇m²である。
- 調査地は飛鳥寺の東南にあり、寺域推定地東南隅から約一〇〇mを隔てる位置にある。遺跡の東西を低

い丘陵が走り、その間のY字形をした谷の最も狭い部分を閉じて作られたのが飛鳥池である。

検出した遺構は掘立柱建物・掘立柱塀・炉跡・石敷・石組溝・井戸・素掘り溝・土坑などで、七世紀中頃・藤原宮期・平安時代の三時期に大別される。このうち七世紀中頃と藤原宮期の遺構は漆・金属器あるいは漆・木器・金属器・ガラスを生産した工房関連の遺構である。七世紀中頃の遺構はわずかに石敷遺構・石組溝と井戸があるに過ぎないので、藤原宮期の遺構は掘立柱建物・掘立柱塀・炉跡・井戸・溝・土坑などからなり、工房や作業場、あるいは廃棄物の廃棄場所など、当該時期における工房の全体的な様子を彷彿とさせる。

木簡は藤原宮期の炭層・粗炭層から合計一〇三点（うち削屑九点）が出土した。他に墨痕を確認できない荷札状木製品も二点ある。炭層・粗炭層は七世紀中頃の遺構を覆つて捨てられた廃棄物の堆積層である。この層から鉄滓・銅滓・鞴羽口・鋳型・坩堝・鉄製品・銅製品・銅切り屑・須恵器・土師器・瓦・木器・砥石などが出土した。これらはおおむね金属器・ガラス・木器・漆の生産に関係した遺物である。

8 木簡の釈文・内容

- (1) 「11月廿九日詔小刀」口 針11口  182×29×3 011*
- (2) 大伯皇子宮物 大伴□…… 1品并五十□  (145+85)×18×4 011*
- (3) 石川宮鉄 ×
- (4) 「湯評伊波田人葛木マ鳥」  (89)×(18)×2 059*
- (5) 湯評大井五十戸
- (6) 凡人マ己夫
- (7) 「▽加毛評柞原里人」
〔見嶋カ〕  (122)×13×3 011
- (8) 「▽加佐評春□×」  133×21×2 032
- (9) 「▽吉備道中国加夜評」  (95)×18×3 039
- (10) 「▽葦守里俵六□」  111×24×3 031
- (11) 十月五日立家安麻呂団  • 『□ 五十』 (針輪) (130)×20×3 061
- (12) 「十月十二日飛鳥臣麻呂11□」  131×17×3 011*
- (13) 立家安麻呂
- (14) 「▽三尋布十」  (121)×(16)×8 081
- (15) □堅釘百六十  (209)×(17)×3 081
- (16) □難釘五十六□  (109)×6(輪の徑) 061*
- (17) 内工釘五十
- (18) 大釘一  (65)×(23)×4 081
- (19) □□人皇□  (145)×36(笠の徑)×9(輪の徑) 061
- ・「□□人皇□」
- ・「百七十」
- まず個々の木簡について簡単に解説を加える。
- (2) に見える「大伯皇子」は天武天皇の女、大伯皇女のいと。
- (3) に見える「石川宮」は明らかではない。地名としての石川は、周知のように、蘇我馬子の石川宅（のち石川精舎となる）のあった、現在の櫻原市石川町の辺りのことであるが、他に石川に宮があつた

ことを伝える史料はない。なお「石河宮」と体部外面に墨書した七世紀末頃の土師器鍋も出土している。

(4)～(10)は荷札。(4)～(8)はいずれも評制下のもので、他にも若干荷札はあるが、いずれも評制下のものに限られる。また評の下の行政単位については、里とするもの(6)・(8)・(10)などと五十戸とするもの(5)・(9)などとが点数の上ではほぼ相半ばする。なお荷札の中では伊予国の湯評関係木簡(4)・(5)が比較的まとまって出土しているのが注目される。

(1)～(13)は工人が作製した製品に付けた整理のための付札であろう。(15)～(18)は製品としての釘に関する木簡。しかし多くは断片であり、具体的な内容は明らかではない。なお(19)は釘の様(雛型)の、軸の部分に書かれたもの。「百七十」が生産すべき釘の数であるとすると、□人皇□とあるのは釘の注文主(供給先)であろうか。

次に出土した木簡全般にわたってその問題とすべき点を指摘する。

①形態的な特徴としては、第一に木簡の出土総点数に比して削屑が少ないと、また第二に完形品ないしは堆積中に折損したと思われるものが多く、藤原宮跡出土木簡に顕著に見られるような徹底的な割裁を受けたもののが少ないと、などを挙げができる。この点は②の木簡の年代とも関わる問題かも知れない。

②木簡の年代については、年紀を記したもののが全くないが、荷札の中には国の下に置かれる行政単位を評と記すものがある(4)～(8)な

ど)のに対して、郡と表記するものが全くないこと、また評の下の行政単位について里とするもの(6)・(8)・(10)などと五十戸と記すもの(5)・(9)などとが併存すること、などの諸点から、大宝令施行(七一年)以前で、概ね五十戸制から里制への変更が行なわれた時点を含めた時期と考えることができる。藤原宮期より若干古い時期の書風を示すと思われる木簡が含まれていることも木簡の年代を考える上で重要な点である。

③木簡に記された内容で、本遺跡の性格を考える上で重要な点として次の諸点を挙げることができる。①釘・針・小刀など製品と考えられるものの記載のある木簡が出土し(1)・(15)・(16)・(18)、またそのうち釘の様も出土している(19)。これに対してこれらの製品を作ったための素材と考えられる鉄の記載も見られる(3)・(10)。これらは木簡とともに出土した遺物に金属加工関係遺物や鉄製品があることと関連があると見られる。しかし一方で出土遺物にみられる漆・ガラス製造関係のものに対応する製品あるいは素材に関する記載をもつ木簡がみられない点は留意される。②製品の供給先あるいは素材の提供者として「内工」(27)「石川宮」(3)「大伯皇子宮」「大伴」(22)などが見え、「内工」は官司名である可能性があるのに対しても「大伯皇子」「大伴」など個人名が見られる点は、本遺跡の性格を考える上で注目される。③付札には工人が生産した製品に付けたものと思われる付札木簡がある(11)～(13)。

④その他、本遺跡出土の木簡には、次のように注目すべきものがある。①比較的まとまって出土した伊予国の湯評関係木簡(4)・(5)の内包する諸問題、②「児島マ」「□止伯マ」「鵜人マ」など、未知の部が新たに多数知られるに至った点(6)・(9)、③「大伯皇子宮」「石川宮」など飛鳥やその周辺地域に点在していたと思われる宮が確認されたこと、など、今後に多くの検討課題を残す。

なお木簡の釈読に当たり、東野治之氏にご協力頂いた。

9 関係文献

奈良国立文化財研究所『飛鳥・藤原宮発掘調査概報』二二一(一九

九年)

(橋本義則)

木 簡 研 究 第四号

卷頭言——木簡保存法の思い出——

一九八一年出土の木簡

坪井清足

概要 平城宮跡 奈良女子大学構内遺跡 法隆寺 藤原宮跡

長岡京跡 三条西殿跡 鳥羽離宮跡 若江遺跡 佐堂遺跡

大阪城三の丸(大手口)遺跡 小曾根遺跡 尾張國府跡 下

津城跡 坂尻遺跡 小川城跡 恒川遺跡 三ツ寺Ⅱ遺跡 下

野国府跡 多賀城跡 郡山遺跡 胆沢城跡 道伝遺跡 笹原

遺跡 明成寺遺跡 安田遺跡 大森鐘島遺跡 高堂遺跡 漆

町遺跡(C地区) 南吉田葛山遺跡 百間川遺跡群(原尾島
遺跡) 草戸千軒町遺跡 道照遺跡 長門国分寺跡 野田地

区遺跡 湯川神社境内遺跡 大宰府跡(大楠地区) 九州大

学(筑紫地区) 構内遺跡 長野遺跡 辻田西遺跡

一九七七年以前出土の木簡(四)

平城宮跡(第二二次南・第二七次・第二八次・第二九次)

呪符木簡の系譜

木簡と上代文学——水産物付札をめぐって——

「漆紙文書」出土概要

彙報

頒価 三五〇〇円 一五〇〇円

和田
小谷博泰
佐藤宗諄